

地域審議会等の取扱いについて

地域審議会等の取扱いについて、次のとおり協議を求める。

平成16年6月24日提出

大野郡5町2村合併協議会
会長 芦刈幸雄

地域審議会等の取扱いについて

新市において、地域審議会を合併関係町村の区域ごとに設置する。
なお、当該審議会の組織及び運営等については、別紙「地域審議会設置に関する協議書(案)」のとおりとする。

平成16年8月23日確認 大野郡5町2村合併協議会

地域審議会設置に関する協議書

(目的)

第1条 この協議書は、市町村の合併の特例に関する法律(昭和40年法律第6号)第5条の4第1項の規定に基づき、合併前の三重町、清川村、緒方町、朝地町、大野町、千歳村及び犬飼町の区域(以下「設置区域」という。)ごとに地域審議会を設置することとし、同条第2項の規定に基づき、その組織及び運営に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(名称)

第2条 この地域審議会を豊後大野市まちづくり委員会(以下「委員会」という。)と称する。

2 設置区域ごとの委員会の名称は「豊後大野市」と「まちづくり委員会」の間に、合併前の町村の名称(三重、清川、緒方、朝地、大野、千歳及び犬飼)を挿入して表す。

(設置期間)

第3条 委員会の設置期間は、合併の日から平成27年3月31日までとする。

(所掌事項)

第4条 委員会は、市長の諮問に応じ、設置区域に係る次の事項について審議するものとする。

(1) 設置区域に係る新市建設計画の変更及び執行状況に関する事項

(2) その他市長が必要と認める事項

2 委員会は、必要と認める次の事項について意見を述べることができる。

(1) 設置区域に住所を有する者との連携の強化に関する事

(2) 設置区域に係るまちづくりに関する事

(組織)

第5条 委員会は、設置区域ごとに委員20人以内をもって組織する。

2 委員は、設置区域に住所を有する者で、次の各号に掲げるもののうちから市長が委嘱する。

(1) 公共的団体等の役職員

(2) 識見を有する者

(3) 公募により選任された者

(任期及び失職)

第6条 委員の任期は、2年とする。ただし、欠員が生じた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員の再任は妨げないものとする。

3 委員は、設置区域に住所を有しなくなったときはその職を失う。

(委員長及び副委員長)

第7条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選とする。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を行う。

(会議)

第8条 委員会の会議(以下「会議」という。)は、委員長が招集する。

2 委員長は、委員の4分の1以上から会議の招集の請求があるときは、会議を招集しなければならない。

- 3 会議は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。
- 4 会議の議長は、委員長が務めるものとする。
- 5 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。
- 6 会議は、原則として公開で行うものとする。ただし、議長が必要と認める場合は、委員会に諮った上で公開しないことができる。
- 7 委員長は、委員会の運営上必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、意見を求めることができる。

(庶務)

第9条 委員会の庶務は、本庁及び支所の地域振興担当課において処理し、必要に応じて本庁において連絡調整を行う。

(補則)

第10条 この協議書に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この協議は、合併の期日から施行する。